

令和7年第1回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

令和7年3月26日（水曜日）午前9時01分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第3号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び幸田町都市計画税条例の一部改正について

第4号議案 幸田町若者奨学基金条例の制定について

第5号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第6号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

第7号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正について

第8号議案 幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正について

第9号議案 幸田町税条例の一部改正について

第10号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

第11号議案 幸田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

第12号議案 幸田町立学校体育施設のスポーツ開放に関する条例の一部改正について

第13号議案 幸田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第14号議案 幸田町空き缶等ごみ散乱防止条例の一部改正について

第15号議案 幸田町六栗環境広場の設置及び管理に関する条例の制定について

第16号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について

第17号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について

第18号議案 幸田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

第19号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について

第20号議案 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

第21号議案 町道路線の認定及び廃止について

第26号議案 令和7年度幸田町一般会計予算

第27号議案 令和7年度幸田町土地取得特別会計予算

第28号議案 令和7年度幸田町国民健康保険特別会計予算

第29号議案 令和7年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算

第30号議案 令和7年度幸田町介護保険特別会計予算

第31号議案 令和7年度幸田町水道事業会計予算

第32号議案 令和7年度幸田町下水道事業会計予算

陳情第1号 刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の提出
を求める陳情

日程第3 議員提出議案第1号 刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見
書の提出について

議員提出議案第2号 幸田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正につ
いて

日程第4 第33号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第34号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第8号）

日程第5 閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	9番 都築幸夫君
10番 黒木一君	11番 廣野房男君	12番 稲吉照夫君
13番 笹野康男君	14番 丸山千代子君	16番 藤江徹君

欠席議員（1名）

15番 鈴木久夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君	副町長 大竹広行君
教育長 池田和博君	企画部長 内田守君
総務部長 林保克君	参事(税務担当) 稲熊公孝君
住民子ども部長 三浦正義君	健康福祉部長 山本晴彦君
参事(健康保健担当) 金澤一徳君	環境経済部長 大熊隆之君
建設部長 鳥居靖久君	上下水道部長 齋藤啓一君
消防長 山本秀幸君	教育部長 菅沼秀浩君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局長 大須賀龍二君

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 林 保克君 登壇〕

○総務部長（林 保克君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

令和7年3月10日開催の議案質疑におきます要求資料及び3月12日、13日開催の予算特別委員会におきます要求資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたのでよろしくお願いたします。

以上でございます。

〔総務部長 林 保克君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ただいまの出席議員は、15人であります。

定足数に達しておりますから、これから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（藤江 徹君） 本日、説明のため出席を求めた者は理事者14人であります。

議事日程は、本日お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（藤江 徹君）

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を10番 黒木 一議員及び11番 廣野房男議員を指名いたします。

日程第2

○議長（藤江 徹君） 第3号議案から第21号議案までの19件、第26号議案から第32号議案までの7件及び陳情第1号を一括議題といたします。

これから、委員長報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

11番、廣野議員。

〔11番 廣野房男君 登壇〕

○11番（廣野房男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務教育員会審査結果を報告書の朗読をもって報告させていただきます。

令和7年3月26日

議長 藤江 徹様

委員長 廣野房男

令和7年第1回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の朗読、結果の順に朗読します。

第3号 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び幸田町都市計画税条例の一部改正について

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第4号 幸田町若者奨学基金条例の制定について

海外への留学並びに国内における大学への入学及び在学する若者の学問を奨励するための事業に要する経費の財源を確保することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第5号 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

会計年度任用職員の報酬の上限の引上げに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第6号 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行及び職員の勤務時間の柔軟化に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第7号 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正について

国家公務員の給与の改正に準じた職員の給与の改定及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第8号 幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正について

国家公務員の旅費の改定に準じた職員の旅費の改定に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第9号 幸田町税条例の一部改正について

道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴い必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第10号 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

災害応急作業手当の支給に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第11号 幸田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第12号 幸田町立学校体育館施設のスポート開放に関する条例の一部改正について

幸田町立学校体育施設（体育館）に空調設備が設置され、スポート開放時においてもその使用を可能とすることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第1号 刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の提出を求める陳情

再審請求書受理後の速やかな実施と審理を義務づける等の手続規定の明定を始め、4

項目の陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

以上です。

〔11番 廣野房男君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

9番、都築議員。

〔9番 都築幸夫君 登壇〕

○9番（都築幸夫） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告させていただきます。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

令和7年3月26日

議長 藤江 徹様

委員長 都築幸夫

令和7年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読させていただきます。

第13号 幸田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第14号 幸田町空き缶等ごみ散乱防止条例の一部改正について

町民総参加クリーン運動の日の変更に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第15号 幸田町六栗環境広場の設置及び管理に関する条例の制定について

幸田町六栗環境広場の設置に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第16号 幸田町道路占用料条例の一部改正について

道路の占用料の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第17号 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第18号 幸田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第19号 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について
国家公務員の給与の改定に準じた職員の給与の改定等に伴い、必要があるから。全員

一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第20号 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部改正する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第21号 町道路線の認定及び廃止について

道路整備等に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔9番 都築幸夫君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

7番、田境議員。

〔7番 田境 毅君 登壇〕

○7番（田境 毅君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

予算特別委員会審査結果報告書

令和7年3月26日

議長 藤江 徹様

委員長 田境 毅

令和7年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第26号 令和7年度幸田町一般会計予算

第1条、歳入歳出予算198億3,000万円。第2条、繰越明許費。第3条、債務負担行為。第4条、地方債。第5条、一時借入金、最高額10億円。第6条、歳出予算の流用。賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決した。

第27号 令和7年度幸田町土地取得特別会計予算

第1条、歳入歳出予算、土地取得費4億263万8,000円。全員一致をもって、原案を可決すべきものと決した。

第28号 令和7年度幸田町国民健康保険特別会計予算

第1条、歳入歳出予算。国民健康保険運営費32億8,452万7,000円。第2条、歳出予算の流用。賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決した。

第29号 令和7年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算

第1条、歳入歳出予算。後期高齢者医療運営費6億9,149万1,000円。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第30号 令和7年度幸田町介護保険特別会計予算

第1条、歳出予算介護予算運営費26億4,821万4,000円。第2条、歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第31号 令和7年度幸田町水道事業会計予算

第1条、総則。第2条、業務の予定量、(1)給水戸数1万7,000戸、(2)年間総給水量507万9,000立方メートル、(3)1日平均給水量、日当たり1万3,915立方メートル、(4)主な建設改良事業、排水施設建設費4,048万2,000円。排水施設設備改良費4億77万9,000円。第3条、収益的収入及び支出、収入8億9,965万5,000円、支出8億5,357万5,000円。第4条、資本的収入及び支出、収入1億4,186万円、支出4億4,494万6,000円。第5条、一時借入金、限度額1億円。第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費9,244万4,000円。第8条、他会計からの補助金1,000円。第9条、たな卸資産購入限度額844万9,000円。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第32号 令和7年度幸田町下水道事業会計予算

第1条、総則。第2条、業務の予定量。(1)水洗化人口3万9,900人。(2)年間総排水量376万立方メートル。(3)1日平均排水量、日当たり1万300立方メートル。(4)主な建設改良事業、管路建設費3億8,058万8,000円、処理場建設改良費1,786万円。第3条、収益的収入及び支出、収入14億2,989万8,000円、支出14億2,328万9,000円。第4条、資本的収入及び支出、収入5億6,391万5,000円、支出7億5,102万3,000円。第5条、企業債、公共下水道事業限度額9,920万円、流域下水道事業限度額2,940万円。第6条、一時借入金限度額1億円。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用。第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費1億308万1,000円。第9条、他会計からの補助金4億4,204万4,000円。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

[7番 田境 毅君 降壇]

○議長(藤江 徹君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育員会委員長報告に対する質疑を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) なしと認め、総務教育員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) なしと認め、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、予算特別委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) なしと認め、予算特別委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、上程議案26件及び陳情1件について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14番、丸山議員。

〔14番 丸山千代子君 登壇〕

○14番（丸山千代子君） 4議案について反対の立場から討論をしてみたいです。

第26号議案 令和7年度幸田町一般会計予算。一般会計当初予算は198億3,000万円計上ですが、令和6年度より減額予算となっております。当初予算編成に当たり各課から上がってきた要求が、財政課査定後、歳入と歳出の乖離が23億5,000万円あり、ふるさと寄附金の落ち込みも財源不足に拍車をかけました。さらに、全ての各課において一律10%カットが求められ、カット相当額が5億9,000万円。非常に厳しい財政状況で財政調整基金11億1,498万3,000円を取り崩し、財源不足の穴埋めをしております。

結果、財政調整基金は3月補正後5億9,732万円まで減少し、財政規律とされている金額、幸田町においては20億円を大きく割り込む事態となっております。

しかも、令和6年度決算の不用額を財政調整基金に積み立てるから大丈夫だという考えは、賛成できるものではありません。不用額が大きい予算編成も問題ではありませんか。物価高騰など町民生活が非常に厳しい状況にあり、とりわけ子育て世帯にとっては暮らしが大変、子育てにお金がかかるという声が相次いでいます。近隣で、次々実現している学校給食の無償化が求められております。

また、暮らしや地域経済を支える施策が求められている中で、今は種をまくときだとして、今後の大型公共事業計画、企業誘致施策など多数が盛り込まれております。地方自治法の本旨に基づき、福祉増進最優先の予算編成を行うべきであります。

歳入では、定額減税からの回復と自動車関連産業の好調による過去最高の町税を見込んでおります。今後の財政運営においては、自主財源確保のためにも資本金10億円以上の大企業に対して、制限税率いっぱいまでの法人町民税の実施で、大企業に対して応分の負担を求めるべきではありませんか。

ふるさと寄附金が好調で、その寄附金をつぎ込んで大型事業を展開し拡大したことも一般会計の財政規模が膨らんできたと言わざるを得ません。

総務費において、来年度も職員派遣研修は12名に上ります。町が大型事業を進めていくためには、派遣する目的があり、早く対応できるとしてありますが、一気に大型事業を進めると、今の財政状況では財政破綻の危惧があります。必要最低限とし見直すべきであります。不要不急の事業は見直すべきであります。

小学校低学年における遠距離通学、安全・安心対策、熱中症対策としてもスクールバスタイムの拡充で年間を通して運行するよう求めるものであります。

長嶺北部地区福祉医療ゾーン整備事業は、財政の見通しが立つまで凍結すべきであります。

ゼロ歳児保育の充実について、生後6か月からの受入れ体制を全園、早期実施に向けて進めるべきであります。誰でも通園制度は、子どもや保育現場が混乱しないよう、ま

た乳幼児にとってストレスが大きくなるように、一時保育などで対応するなど検討すべきであります。

放課後児童クラブは直営を堅持すべきであり、人材確保が進まない原因である支援員の処遇改善こそ取り組むべきであります。これ以上の民間委託はやめるべきであります。

芦谷の飲料用井戸から、有機フッ素化合物P F A Sは低体重児症や発がん性などの関連性が指摘されております。基準値以下であっても、地下水汚染することは問題であります。国・県がやらないからといって放置するのではなく、調査や汚染源の特定に向けた調査をすべきであります。

奨学金返済支援事業は、企業の若者支援策であり、県制度の活用で町内企業の活用と独自支援を求めるものであります。

学校給食について、物価高騰などで食材費の調達が厳しい事態となっております。給食の質、量を落とすことなく、地産地消を進め、値上げせず提供することを求めます。

就学援助制度については、国の単価メニューが拡充しております。国の拡充に合わせた支援にすべきであります。

当然のことながら、計上された予算の大部分は町民生活、要望などを盛り込んだものであり、努力されていることが分かり賛成できるものであります。先に述べた点や財政運営の観点から反対するものであります。

第28号議案 令和7年度幸田町国民健康保険特別会計予算についてであります。

皆保険制度の根幹である国民健康保険は農業、自営業者、高齢者、フリーランスの人など低所得の人が多く加入しており、制度そのものが極めて脆弱な基盤であります。2018年からは、都道府県内で統一する県単位化となり、財政運営が町から県へと移りました。国は、県単位化することで、大幅値上げへと誘導しようとしております。2025年度の保険料について、厚労省の社会保障審議会は国保加入者の年間上限額である賦課限度額を3万円引き上げること了承しました。国の引き上げに伴い、幸田町も国に合わせて2025年度から医療分1万円、後期高齢者医療分2万円、合計3万円引き上げる予定であります。現行106万円が109万円の限度額へと引き上がります。4年連続の引き上げであります。もうこれ以上払えないという国保税にすべきではありません。今でも、払いたくても払えない国保税になっております。県単位化は、国保財政を大きく圧迫しており、令和7年度予算では納付金が引き上げられて、県に納付する、県に納める納付金は3年間で1人平均3万円引き上げられております。県は財政運営を担っており、保険税を軽減する義務があります。国保会計への一般会計からの繰入れを増額すべきであります。

さらに、18歳までの均等割の廃止で、子育て支援に取り組むことを求めます。

令和6年12月2日で、国民健康保険証の新規発行停止とマイナンバーカードに健康保険証の機能を乗せたマイナ保険証への一本化が強硬されたことに対して反対するものであり、従来の保険証に戻すべきと主張し、反対するものであります。

第29号議案 令和7年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

後期高齢者医療保険制度は、75歳という年齢で区別し、それまで加入していた医療保険制度である国民健康保険や協会けんぽ、健康保険組合などから切り離されて、一律

に強制加入させられる医療保険であり、高齢者への差別と負担増を押しつけるものであり、この医療保険制度は反対であります。

保険料は、2年ごとの見直しが決められており、令和7年度は令和6年、7年分が決められていて、所得割11.3%、均等割5万3,438円、限度額80万円でこれまでにない大幅な引上げが行われました。平均保険料は、令和4年、5年度に比べると、年額9万1,117円が10万3,381円になり、1万2,264円、13%の引上げが行われております。また、一定の所得のある方の自己負担が2割に引き上げられた際に、外来の負担上昇を最大でも3,000円に抑える配慮措置が令和7年9月で終了となり、75歳以上で2割負担となっている方は、配慮措置の終了で負担増となります。

昨年12月から保険証の新規発行を廃止し、マイナ保険証を強硬しました。マイナカードを持たない人などに向けた資格確認証を発行していますが、不安が広がっています。マイナ保険証に反対し、従来の保険証に戻すべきと主張し、反対するものであります。

第30号議案 令和7年度幸田町介護保険特別会計予算についてであります。

第9期の2年目の年となります。介護保険は3年ごとの改定となっており、改定のたびに介護保険料が引き上げられてきました。9期では、基準額を1,000円引き上げ、8期の基準額4,800円が9期では5,800円になり、所得段階では13段階を16段階とし126%の引き上げを行い、高齢者の負担増となったものであります。

介護保険制度は、サービスを利用する高齢者が増え、介護報酬が引き上げられれば保険料や利用料がアップする仕組みとなります。保険料負担を軽減するために、国庫負担割合を引き上げるべきと主張するものであります。

また、介護労働者不足は年々深刻となり、事業継続を脅かす事態になっております。介護人材確保として、処遇改善も早急にすべきと指摘するものであります。

国は、制度の持続可能性を確保するためとして、利用者負担2割の対象拡大、そしてケアプランマネジメントの有料化、要介護1、2の保険給付外しなどを改悪しようとしており、第10期計画に向けて結論を出すとしております。まさに保険あって介護なしになるのではないのでしょうか。高齢者人口の増加に伴い、介護サービスを利用する高齢者が増えており、介護認定業務が長引き介護が受けられない現状があります。介護保険法では、30日以内の認定と定めており、30日以上もかかる現状は改善すべきであります。保険あって介護なしではなく、安心して介護保険が受けられる制度にすべきと求めて反対討論いたします。

以上で終わります。

〔14番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、黒木議員。

〔10番 黒木 一君 登壇〕

○10番（黒木 一君） 議長のお許しをいただきましたので、ただいまから賛成討論をさせていただきます。

その前に、話題になっておりました収支の乖離をいかになくすかということで、職員の方が努力されて、適正と言えるんですかね。適正までの数値に持っていかれたことに、

まずは感謝いたします。

令和7年度の幸田町の一般会計予算は198億3,000万、200億円を下回ったのは令和4年以来のことです。そして、200億円を、下がったのが大体10年ぶりかというふうにお聞きしております。

ここで、歳入における町民税が過去最高を見込まれ93億7,000万強となり、パーセントでいいますと5.8%、金額でいいますと約5.2億円の上昇だとお聞きしております。

一方、ふるさと寄附金は、令和6年度、実績を踏まえ30億円から減額10億円が見込まれています。これ減額は、33%、それから10億円ということになると思います。ふるさと寄附金は、皆さん御存じのとおり国の施策でありますので、いつなくなるか分かりません。それで、できる限り、議会でも出てるんですけども、極力積み立てて大型物件等に使用したらどうかということが出されております。これからも、大型物件が相当出てくると思いますので、それを乗り切るまでは、ふるさと納税をいかに活用するかが大きな問題となると思います。

私どもは、ぜひ積立預金を増やし、それを活用していってはいかがかというふうな考えを持っております。

ふるさと納税の、要するに減額に対応することを考えると、返礼品の額が半分持つていかれると。それでまた、ふるさと納税額がそうアップしないということは、じゃあ返礼品に魅力がないのかということもあろうかと思えます。これは極力、行政と我々も協力して、いい返礼品を模索していく必要があるんじゃないかと。これがいつまで続くかは我々は考えることなく、続く限り頑張っていくんだということを考えていったらいかかなと思っております。

また、町税アップのためには、企業誘致など土地の活用を心がけてはどうかと思えます。幸田町は山あり田んぼありで、相当、70%以上はそういう土地だと思えます。まだまだ、用途はいかにするにしよう使っていくべき土地がたくさんあると思えます。できる限り、皆さんの英知を出し合い企業誘致を図り、人を増やし、幸田町の発展に寄与していけたらと思えますので、皆さんで協力していきたいと思えますのでよろしく願いいたします。

歳出においては、前回の予算委員会で一番多くなってるのは、間接部門ではやっぱり人件費の問題だと思えます。人件費の中にも、要するに時間外だとか再任用職員の増額だと、そういうもので、僕の考えの中では人口の1割が職員かなという考えを持っておりました。ところが、幸田町はもっと多いと思っております。そこで考えられることは、要するに必要なものは切ると、やらなくていいものはやらないと、町民のために有効なものはどんどんやっていくという方向で考えれば、そういうものは少なくなってくるんじゃないかなと思っております。

残業時間でもしかりです。町で毎月ある職場の残業時間を出してもらっとるんですけども、それを見るとよく分かんないです、実際には。表の作り方に問題があるんじゃないかなというふうに僕は思ってます。例えば総人員で総時間でやると、1人当たりの単価が管理職も全部入っとるわけです。それじゃあ見る人は分かんない。実際に残業の対

象者となる人の実残業時間をもっと明確に出して、それで改善を図っていくべきでないかと思います。残業が必要な場所は、どんどんやればよいと思ってます。これは僕のサラリーマン時代からの方法です。あるものはやる、なけりゃ早く帰る。それからなるべく残業がつかない管理職は早く帰ると。どうしても上が残つとると下の者は帰りにくいということで、残業が減らないケースになってくるんじゃないかなと。そういうことをやって、少しでも残業の面では、その残業時間を減らし、ほかのものでカバーして、ほかのもので実績を上げていくという方向が、やっぱり町政の発展だと僕は思っております。よろしくお願いいたしたいと思います。

また、今、工事とかが盛んに行われてますけども、昨年来から人件費はさることながら物価高でいろんな物価が値上がりしてます。それは、やっぱり工事を立てたときの見積りと実際やるるときとは差があるわけですね。だから、その辺の工夫をされたらどうかと思います。その辺の工夫とは、予算、見積りを取ったらすぐやるとか、あとは、これ見積りの段階で、これは半年後にやるけども値段は上げないよとかいう契約書を取るとか、いろいろ方法はあると思うんです。言いなりに受けとっちゃやっぱり上がっていかないんじゃないかなと思います。僕は、そういうものを職員の方々はそれぞれ工夫されとると思うんです。工夫されとるのが何で目立たないのかなと思うんですけども、それはやっぱり我々も協力して、早くやるものはやってやると。遅らせるものは理由をつけてもらって、遅らせて認めてやると。その代わり少々のアップはやむを得ないということをやったり了解してあげるということだと僕は思っております。

これから、幸田町も7年度に大きな物件が上がっております。例えば、令和6年で済んだ第6回の計画、それが7年度から第7回の計画、これには10年見込みますから相当な金がかかってくるんじゃないかなと。僕は、また改めて質問したいんですけども、その前の10年が立てた計画がどこまで実効性が上がってるんかということを検証して次に進むべきじゃないかなと思っておりますので、その辺は改めて一般質問したいと思っております。今日は、だから、賛成討論ということで、実際には庁内を見てますと、それぞれが努力して頑張ってる様子がありありと見えるわけです。管理職の方にも、相当負担をかけてることが多いと思います。大きな事業としては、7次計画、都市計画7次計画ですか、それがどんどん出てきます、7年度から。それから、荻地区の、要するに、何でしたっけねあれは、区画整理。それから、またまたいろいろはまっとるのは、要するに坂崎地区の福祉ゾーンの開発がこれから始まっていくと。それから、大草のやっぱり福祉ゾーンですか、あれの総合的な開発。いろいろ大きな目玉あるんです。目玉はあるけども、やっぱり町民目線で企画を組んでいただいて、それを第一目標にして町民の方の理解を得るちゅう方向でやっていただけたらいいと思います。僕が見た限り、平成7年度の一般予算は、いろいろと言いたいことがあろうかと思いますが、僕は非常に町民目線で組み立てられてるというふうに理解しております。その意味でも、今回の一般予算の関係は賛成討論に回らせていただきました。これから先、行政と議会がお互いに討論、話し合いを積み重ねながら一步一步作る調整ができれば素晴らしいものになるんじゃないかなと思います。それを確立することを約束していただいて、今回の予算については賛成といたしたいと思います。

よろしく願いいたします。

〔10番 黒木 一君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、廣野議員。

〔11番 廣野房男君 登壇〕

○11番（廣野房男君） 私も、賛成の立場について発言させていただきます。

「もっと輝く幸田を、みんなで」のテーマのとおり、健康福祉面ではお年寄りまでみんなが元気でというように、乳幼児から子どもたち、障害のある方、そして後期高齢者などお年寄りまで、くまなく予算の手当をしている福祉事業は町の皆さんを安心させるには十分なものと思っています。障害者福祉事業、介護予防生活支援事業のほか、新生児のための母子保健事業など手厚くされています。そして今、増え続けている高齢者のための高齢者生きがいセンター運営事業も本格化し、少しでも早く完成に近づけていただきたいものです。

また、長嶺北部地区福祉医療ゾーン整備事業も完成させることが、今後もっと増えてくるであろう高齢者や体調を崩した介護をしようとする方たちには必須の施設であり、完成に向け前進することを望みます。

もっと輝く幸田にするためには、企業誘致や区画整理事業の推進で経済を回し、人口を増やすことと税収のアップは絶対の条件の一つです。企業立地事業では、長嶺東山地区工業団地の開発が取り上げられており、期待が持てる事業です。須美地区工業団地では、ほぼ造成工事が終わり誘致企業も決まっていると。この地域は民間開発の企業進出もあり、活性化に結びつくことは間違いありません。

区画整備事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備改善し、土地の区画を整え宅地の利用促進を図ります。今までも、幸田町の区画整理事業はどこも成功し、幸田町の発展に寄与しています。今度進める荻谷地区の区画整理事業も必ず成功し、快適で住みやすい町になり、そこに新しく住んでくれる人たちの暮らしやすい地域になることは間違いありません。早期の事業完成を望みます。そして、人口が増え、子どもたちの元気な声が聞こえ、これから先の輝く幸田に貢献するでしょう。そして税収も大幅にアップするでしょう。

ふるさと寄附金については、システムの改善や返礼品の新規開拓など、努力の跡が見られ評価するものであり、今後の実績向上に期待が持てます。

その他、教育文化、DXの推進、農業政策などにも事業遂行に十分な予算配分がされており、計画された施策の推進をお願いします。

令和7年度は、一般会計予算に編入する寄附金による幸田町若者奨学金基金の設置や、当初予算には乗りませんが、幸田町6小学校の体育館の空調設備設置工事など明るい話題もあり、当初予算による事業の遂行と合わせて、「もっと輝く幸田を、みんなで」の

テーマに協力することを約束し、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

〔11番 廣野房男君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、長谷川議員。

〔5番 長谷川進君 登壇〕

○5番（長谷川進君） 私も、賛成の立場から討論させていただきます。

まずは、本定例会が最終日を迎えるに当たって、理事者、議員の皆様においては定例会中は町全般の事業運営に活発な審議があり、本当に将来に向けて考えるべきという感じが取れました。

しかし、どのような状況下でも、常に考えなければならないのは町長の思いの町民ファーストな事業推進だと思います。

第26号議案についてですが、令和7年度に向けて町長は幸田町一般会計予算、歳入歳出の総額は198億3,000万と定め、事業推進計画が打ち出されました。200億円を切り、厳しい思いがある中で、やるしかないという思いも伝わってきました。

しかし、町税においては、過去にあまりない93億7,040万円を積み上げ、前年度比5.9%増の5億1,990万円の増額予算が組み込みました。どんなときでも予算への賛否両論はありますが、今回、町長が本当に将来を見据えて考えた事業推進は、私たちの世代から次の世代が幸田町を担うための将来に向けての事業予算だと感じています。令和7年度以降も、増収を目指した姿勢が重要と考えてる町長の思いが、私にはそのように伝わりました。

どんな事業をするにも財源確保が必須です。という思いから、その歳入の財源となる、軸となる企業立地推進事業においては、一つの例ですが、須美南山工業団地が、これから企業が工場を完成、稼働すれば、そこで働く若者が住宅地を求めることにつながり、荻谷の土地区画整理事業での住宅地にもつながるなど、町税の増収にも返ってくると思います。

ですから、今回6億34万3,000円予算組された長嶺東山地区工業団地開発事業は、まさに同じことが言えるかと思います。新たなまちづくりの一助を担っていただきたいことを期待しております。企業立地推進事業は、先人たちが編み出した幸田町の歳入の基本であります。基本を崩さない、今後も必ず守っていただきたいです。この仕組みを町民、特に子どもたちにも分かる図解した資料を作成してあげることも、町長の推進したい思いが勉強になるかと思います。きっと理解、大賛成されるかと思います。

次の、歳入に大きな財源軸にもなるふるさと納税推進事業は、過去から多くの税収として入ってきていましたが、昨年度より落ち込みが大きく、今後の財源確保に危機感がある中で対策として、高額ではありますが11億1,358万9,000円と予算組みをしました。全国的に、若者を捉えた事業効果が大きいとのことで、中間業者も踏まえ新しい世代の捉えた新事業を委託するというので、今どきのSNSを活用した事業など、よい戦略も生まれると思います。私は、好転すると信じております。

町長、時代は動いています。過去にとらわれず、よい手を構築し、また、いつか変化

させた取組で、時代に合わせたふるさと寄附金制度をさらに生かしていただき、ほか自治体よりも多くの寄附を頂けるように、幸田町の特産物の魅力をしっかりアピールしていただき、私はふるさと納税推進事業の賛成と成功に期待をしております。

令和7年度から令和8年度以降も、歳入の基本は先人たちが積極的に企業誘致を行った企業による税収でありますので、都市基盤整備を受け継ぎ町税のさらなる増収に取り組んでください。

それから、最近の地震に対して、行政の指導もあり、町民の防災意識が高まっていますが、一方では本町の民家、道路、公園、各区の集会などの施設や幹線道路の老朽化や水路の漏水が目立ってきた地区もあり、不安の声を聞きます。しっかり点検していただき、必要な対応を引き続き努力していただきたいと思います。そのためにも、財政基金残高が心配されると思います。町長は、先見の明がある、不思議な力があると私は感じております。しかし、何かあってはいけません、いざという時のためにも、基金残高の増やすという計画をもって進めていただきたいと思います。

令和7年度以降も、町長が目指す町民ファーストで、安全・安心な生活ができる事業をまい進していただくことをお願いしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔5番 長谷川進君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前 10時03分

再開 午前 10時13分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これから、上程議案26件及び陳情1件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決を行います。

まず、第3号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び幸田町都市計画税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第3号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第4号議案 幸田町若者奨学基金条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第4号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第5号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第6号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第6号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第7号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第7号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第8号議案 幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第8号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第9号議案 幸田町税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第9号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第10号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第10号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第11号議案 幸田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第11号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第12号議案 幸田町立学校体育施設のスポーツ開放に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第12号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第13号議案 幸田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第13号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第14号議案 幸田町空き缶等ごみ散乱防止条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第14号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第15号議案 幸田町六栗環境広場の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第15号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第16号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第16号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第17号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第17号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第18号議案 幸田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第18号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第19号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第19号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第20号議案 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第20号議案は、委員長報告とおり可決することに決しました。

次に、第21号議案 町道路線の認定及び廃止について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第21号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第26号議案 令和7年度幸田町一般会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第26号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第27号議案 令和7年度幸田町土地取得特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第27号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第28号議案 令和7年度幸田町国民健康保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第28号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第29号議案 令和7年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第29号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第30号議案 令和7年度幸田町介護保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第30号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第31号議案 令和7年度幸田町水道事業会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第31号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第32号議案 令和7年度幸田町下水道事業会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第32号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第1号 刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長の報告は採択であります。陳情第1号を、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、陳情第1号は、採択することに決しました。

日程第3

○議長（藤江 徹君） 日程第3、議員提出議案第1号 刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の提出について、及び議員提出議案第2号 幸田町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

初めに、議員提出議案第1号について、趣旨説明を求めます。

11番、廣野房男議員。

〔11番 廣野房男君 登壇〕

○11番（廣野房男君） それでは議員提出議案第1号を朗読いたします。

刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和7年3月26日

提出者	幸田町議会議員	廣	野	房	男	
賛成者	幸田町議会議員	岩	本	知	帆	
		〃	藤	本	和	美
		〃	吉	本	智	明
		〃	黒	木	一	
		〃	稲	吉	照	夫
		〃	笹	野	康	男

提案理由

刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める必要があるから。

刑事訴訟法における再審に関する規定の改定を求める意見書（案）

えん罪は、無実の者を犯罪者として処罰することである。これは、国家による最大の人権侵害の一つである。

えん罪被害者を出さないような捜査権の行使が必要不可欠であることはもとより、えん罪被害者となった者を速やかに救済する制度の構築も非常に重要である。

ところが、現在の法制度においては、捜査機関が保有する証拠の開示及び利用に関する規定がなく、救済を求める者の再審請求を困難としている。そして、これらの証拠の保管及び保存のルールが不十分であり、無罪を示す証拠が廃棄される危険性もある。

また、再審開始決定に対する検察官の不服申立が認められていることにより、審理の長期化が引き起こされている。

さらには、再審請求手続に関する規定が整備されておらず、裁判官による審理のばらつきが生じることによる「再審格差」が生じており、再審制度によって救済を求める者の手続保障が十分に確保されていない。

以上の次第であり、国に対し、えん罪被害者の速やかな救済のため、刑事訴訟法における再審に関する規定の改正により、下記の事項を実現するよう要望する。

- 1 再審請求手続において、捜査機関が保有する証拠の利用を可能とすることも含め、全面的に開示することを可能とする手続の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立を禁止すること
- 3 再審請求手続の審理に関する手続規定を明文化すること
- 4 証拠の保管及び保存のルールを明文化すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月26日

愛知県額田郡幸田町議会議長 藤江 徹

(提出先)

内閣総理大臣

法務大臣

衆議院議長

参議院議長 宛

以上です。

[11番 廣野房男君 降壇]

○議長(藤江 徹君) 続いて、議員提出議案第2号について趣旨説明を求めます。

13番、笹野康男議員。

[13番 笹野康男君 登壇]

○13番(笹野康男君) 皆さん、改めまして、こんにちは。

議員提出議案第2号 幸田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について 幸田町議会会議則第14条第1項及び第2項の規定により、上記議案を所定の賛成者とともに連署し提出する。

令和7年3月26日

提出者 幸田町議会議員 笹野康男

賛成者 幸田町議会議員 石原昇

〃 岩本知帆

〃 田境毅

〃 都 築 幸 夫
〃 廣 野 房 男
〃 丸 山 千 代 子

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る利用者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

なお、5ページの条例に関しては、朗読は割愛させていただきます。

この条例は、令和7年4月1日から施行をいたします。

以上であります。よろしくお願いいたします。

〔13番 笹野康男君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 大変失礼をいたしました。

趣旨説明は終わりました。

これから、ただいま議題となっております議員提出議案2件について、質疑を行います。質疑は1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。初めに、議員提出議案第1号について、質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 質疑なしと認め、議員提出議案第1号の質疑を打ち切ります。

続いて、議員提出議案第2号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 質疑なしと認め、議員提出議案第2号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、議員提出議案2件について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 反対討論なしと認め、反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を終わります。

これをもって、討論を終結いたします。

これから採決します。

採決の方法は、起立により行います。

まず、議員提出議案第1号 刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の提出についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(藤江 徹君) 着席願います。

起立全員であります。

したがって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議員提出議案第2号 幸田町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(藤江 徹君) 着席願います。

起立全員であります。

したがって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第4

○議長(藤江 徹君) 日程第4、第33号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、及び第34号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算(第8号)、以上2件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) それでは単行 議案第33号議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

第33号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、1ページから3ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、損害補償の算定の基礎となる補償基礎額のうち、非常勤消防団員の階級及び勤務年数に応じた補償基礎額のほか、非常勤消防団員以外の消防作業従事者等の補償基礎額につきましても、それぞれ増額するものであります。

併せて、非常勤消防団員及び消防作業従事者等の扶養に係る補償基礎額の加算額につきましても改定するものであります。

施行期日につきましては、令和7年4月1日であります。

以上、第33号議案の提案理由の説明をさせていただきました。

続きまして、補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係を御覧ください。

補正予算関係につきましては、第34号議案1件であります。

第34号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

補正予算書の5ページをお開きください。

議案関係資料は4ページから9ページまででありますので、併せて御覧ください。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ7億390万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ216億9,025万2,000円とするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、10ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正のとおり、4事業につきましては追加を、2事業につきましては廃止をお願いするものであります。

初めに追加であります。15款総務費、10項総務管理費、避難所用簡易トイレ用テント整備事業につきましては、令和6年度補正予算であります新しい地方経済生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）を活用するもので、災害時における避難所の生活環境改善のため、簡易トイレ用テントを購入するものであります。

3月に入り交付の内示を受けましたが、年度内での物品の納入が見込めないことにより111万1,000円を限度額としまして、繰越しをお願いするものであります。

20項戸籍住民基本台帳費、戸籍の氏名振り仮名記載事業につきましては、国の令和6年度補正予算であります社会保障・税番号制度システム整備費補助金を活用するもので、令和7年5月26日改正戸籍法施行により、本籍を有する者に記載予定の氏名の振り仮名を認識する機会を確保するため、記載予定の振り仮名を示した通知書を作成し、送付するものであります。

3月に入り、交付の内示を受けましたが、現在通知書を作成するための、住民票の氏名の振り仮名を収集しており、振り仮名の法改正に伴う通知書郵送料及び振り仮名の法改正に伴う通知書作成業務委託料について、年度内での完了が見込めないことにより、357万7,000円を限度額としまして、繰越しをお願いするものであります。

20款民生費、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業につきましては、国の令和6年度補正予算であります地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用するもので、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため耐震化改修のほか、非常用自家発電の整備、水害対策に伴う回収等の対策を講じる事業であり、施設事業者の申請に応じ、町が国に交付申請を行い、採択された場合、国が町に補助金を交付し、また、町が事業者に補助金を交付するものであります。

本町においては、施設事業者からの申請を受け、非常用自家発電の新設工事について交付申請をしたところ、3月に入り、交付の内示を受けたものであります。工事につきまして、年度内での完了が見込めないことにより1,527万7,000円を限度額としまして、繰越しをお願いするものであります。

55款教育費、小学校体育館空調整備事業につきましては、国の令和6年度補正予算であります学校施設環境改善交付金（空調設備整備臨時特例交付金）を活用するもので、

小学校6校の空調設備工事及び断熱等工事について交付申請をしたところ、2月に入り、交付の内示を受けたものでありますが、工事につきましては、年度内での完了が見込めないことにより、6億6,750万円を限度額としまして、繰越しをお願いするものであります。

続きまして、繰越明許費の廃止であります。15款総務費、公用自動車(48号車)購入事業につきましては、職員による公用自動車の自損事故に伴う車両の買い替えを行うため、令和6年第3回幸田町議会定例会におきまして、その更新に係る費用を補正予算に計上し、お認めいただいたものであります。

その後入札を執行しましたが、令和6年度内での車両納入が見込めないとの理由により、入札不調となりましたことから、令和6年度第4回幸田町議会定例会において、419万5,000円を限度額として、繰越しをお認めいただいたものであります。

令和7年7月に入り、納入期限を令和7年度末までとして再度入札を行いました。入札不調となり購入を計画した車両については、納入の見通しが立たない状況となったことから、繰越明許費を廃止するものであります。

20款民生費公用自動車(30号車)購入事業につきましては、地域活動支援センターを利用する障がい者の送迎用車両について、経年劣化による買い替えを行うため、当初予算に計上していたものであります。しかしながら、自動車販売業者から車両の納入の見通しが立たないとの申出があり、早く令和7年2月の受注再開の見込みを確認し、令和6年度内での車両納入が見込めない状況となったことから、令和6年第4回幸田町議会定例会において、501万1,000円を限度額として繰越しをお認めいただいたものであります。

令和7年1月に、納入期限を令和7年度末までとして入札を行いました。入札不調となり、購入を計画した車両については、納入の見通しが立たない状況となったことから繰越明許費を廃止するものであります。

第3条地方債の補正につきましては、第3表地方債補正のとおり、地方債の追加を行うものであります。小学校体育館空調整備事業につきましては、4億2,710万円を追加するものであります。

この地方債の追加につきましては、先ほど繰越明許費の補正において御説明いたしました同事業に対する財源としまして、町債を確保するものであります。

それでは補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は16ページからを御覧ください。

24款地方消費税交付金につきましては、地方消費税交付金9,062万3,000円を追加するものであります。これは、例年愛知県による交付見込額を踏まえ予算計上をしておりますが、当初の見込みを上回る交付を受けたことによるものであります。

55款国庫支出金、15項国庫補助金につきましては、5目総務費国庫補助金におきまして、社会保障・税番号制度システム整備費補助金357万5,000円を新規計上するものであります。

この歳入につきましては、先ほど繰越明許費の補正において御説明をいたしました戸

籍の氏名振り仮名記載事業に対する財源を確保するものであります。

次に、新しい地方経済生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）55万円を新規計上するものであります。

この歳入につきましては、先ほど、繰越明許費の補正において御説明いたしました避難所用簡易トイレ用テント整備事業に対する財源を確保するものであります。

10目民生費国庫補助金におきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金1,527万7,000円を新規計上するものであります。

この歳入につきましては、先ほど、繰越明許費の補正において御説明いたしました地域介護・福祉空間整備等施設整備事業において、町内事業者の施設における非常用自家発電の新設工事に対する補助金としての財源を確保するものであります。

35目教育費国庫補助金におきましては、学校施設環境改善交付金1億7,180万9,000円を追加するものであります。

この歳入につきましても、先ほど、繰越明許費の補正において御説明いたしました小学校体育館空調整備事業に対する財源を確保するものであります。

70款寄附金につきましては、企業版ふるさと寄附金220万円を新規計上するものであります。国が認定した地方公共団体が行う地方創生の取組に対し、寄附額の最大9割の税の優遇措置が受けられるものでありまして、令和6年度におきましては、飯島精密工業株式会社様10万円、タレントスクエア株式会社様10万円、ホームックス株式会社様50万円、株式会社不動産ショップ ナカジツ様150万円、計4件、220万円の御寄附をいただきました。

75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金723万1,000円を減額しまして、一般会計の収支全体を調整するものであります。

90款町債につきましては、先ほど繰越明許費の補正において御説明いたしました小学校体育館空調整備事業の財源措置として、4億2,710万円を新規計上するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は18ページからを御覧ください。

初めに、15款総務費、10項総務管理費、22目安全対策費につきましては、安全対策一般事業におきまして、先ほど繰越明許費の補正において御説明いたしました避難所用簡易トイレ用テント購入費111万1,000円を新規計上するものであります。

35目財産管理費、公用車集中管理事業につきましては、先ほど繰越明許費の補正において御説明いたしました公用自動車（48号車）購入事業におきまして、納入の見通しを立てることができない状況となってしまったことにより、関係する予算の全額を減額するものとしまして、自賠責保険料2万5,000円、自動車購入費400万円、自動車重量税等17万円、合計495万5,000円を減額するものであります。

40目企画費、企画一般事業につきましては、若者奨学基金積立金3,000万円を新規計上するものであります。これは海外への留学並びに国内における大学への入学及び在学する若者の学問を奨励するための事業に要する経費の財源を確保するもので、この定例会初日における一般会計補正予算（第7号）でお認めいただきました総務管理費、

寄附金 3, 000 万円を基金に積み立てるものであります。

次に、企業立地一般事業におきまして、歳入で御説明いたしました企業版ふるさと寄附金の新規計上に伴い、坂崎コミュニティライド事業に係る財源について特定財源に更正するものであります。

20 項戸籍住民基本台帳費、10 目戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍住民基本台帳一般事業におきまして、先ほど繰越明許費の補正において御説明いたしました戸籍の氏名振り仮名記載事業につきまして、国の令和 6 年度補正予算であります社会保障・税番号制度システム整備費補助金を活用するもので、振り仮名の法改正に伴う通知書郵送料につきましては、138 万円を新規計上し、当初予算に計上しておりました振り仮名の法改正に伴う通知書作成業務委託料につきましては、仕様の見直しにより、215 万 9, 000 円を減額するものであります。

20 款民生費、10 項社会福祉費、15 目老人福祉費につきましては、介護保険事業におきまして、先ほど繰越明許費の補正において御説明いたしました地域介護・福祉空間整備等施設整備事業につきまして、町内事業者の施設における非常用自家発電の新設工事に対する補助金として、1, 527 万 7, 000 円を新規計上するものであります。

20 目社会福祉施設費、地域活動支援センター管理運営事業につきましては、先ほど繰越明許費の補正において御説明いたしました公用自動車（30 号車）購入事業におきまして、納入の見通しを立てることができない状況となってしまったことにより、関係する予算の全額を減額するものとしまして、自賠責保険料 10 万円、自動車購入費 470 万円、自動車重量税等 21 万 1, 000 円、合計 501 万 1, 000 円を減額するものであります。

15 項児童福祉費、20 目児童福祉施設費につきましては、保育園管理一般事業におきまして、歳入で御説明いたしました企業版ふるさと寄附金の新規計上に伴い、保育園 ICT システム導入事業に係る財源について、特定財源に更正するものであります。

補正予算説明書 20 ページを御覧ください。

25 款衛生費につきましては、母子保健事業におきまして、歳入で御説明いたしました企業版ふるさと寄附金の新規計上に伴い、子育て関連事業に係る財源について、特定財源に更正するものであります。

55 款教育費につきましては、小学校管理一般事業におきまして、先ほど繰越明許費の補正において御説明いたしましたが、小学校 6 校の空調設置工事及び断熱等工事を行うものとして、小学校体育館空調整備工事監理業務委託料 990 万円、小学校体育館空調整備請負費 5 億 160 万円、小学校体育館断熱等工事請負費 9, 600 万円、附帯工事請負費 6, 000 万円、合計 6 億 6, 750 万円を新規計上するものであります。

以上が、令和 6 年度幸田町一般会計補正予算（第 8 号）の概要であります。

以上が、令和 7 年第 1 回幸田町議会定例会に本日追加で提出いたしました単行議案の 1 件、補正予算の 1 件につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これから質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんのでよろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

まず初めに、第33号議案の質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 質疑なしと認め、第33号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第34号議案の質疑を許します。

ございませんか。

13番笹野議員。

○13番（笹野康男君） 小学校の体育館の空調整備事業であります、6億6,750万円の予算でありますけれども、この空調に関しては、今回の3月の議会の最終日に補正予算として上げていただきました。非常に私も心配をしておって、来年度中に本当に6校できるだろうか、という懸念があったわけでありまして、ここに繰越明許にしても6校一同に空調整備をしていくという予算でありますので、まずは一安心であります。

そのためにも、やはり国の補正予算において、要するに6校一緒の交付金を取るんだということで努力をされ、教育委員会もそうであります。町長もそうでありますけれども、本当に国に派遣されている職員の努力も本当に敬意と感謝を私は申し上げたいなというふうに思っております。

6校同時ができるということは、本当に幸田町にとって中学校は今年できた。来年は小学校だということで、本当に町民の皆さん、安心・安全のためにも私はすばらしいことだ、というふうに理解をしておるわけでありまして。

その中で、もう今最近でありますけれども、もう25度を超える夏日も来ております。もうじきに、本当に30度を超えるような状況が起こってくるだろうと、というふうに想定するわけでありまして。そういう意味で早く空調整備ができていくといいなと、というふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

その中で、中学校の体育館の空調がされて、正直卒業式があったわけでありまして。3月7日にあったわけでありまして、私もそこに参加をさせていただいて、本当にエアコンが整備されて、空調が整備されて、本当に快適な卒業式になったんじゃないのかな、というふうに思っております。来年は小学校6校全員が今度は一緒にできるんだと、という期待を持つ一人であります。

そういう部分でも、やはりこの6億6,750万円のこの予算、補正予算は本当に上げていただいてありがたく感じております。

ただし、1点は、ちょっとお聞きしたいことは、要するに交付金補助金が予定よりも私は少ないじゃないのかなと。1億7,180万9,000円の補助金であるわけでありすけれども、当初私が計算したとき2億何ぼじゃなかったのかなと、こういうふうに思っておるわけでありすけれども。そして、町債起債を目いっぱい四億何千万を組まれたということで、私は財政の、要するに運営上、町政のためにもこういうことは私はやむを得ないと、こういうふうに考えております。

それは町民のための施設の改良といえますか、施設でありますので、起債を起こしてまでも安心・安全なやっぱりまちづくり、公共施設というものをやっぱりつくるべきだとかういうふうに思っております。

そういう点では、一般財源では少なめに予算でありますけれども、そういうことを考えたときには、今後もやはり小学校、中学校もそうでありますけれども、いろんな子どものための安心・安全のための施設改良は、やっぱり起債を起こしてまでも私はやっていくべきだろうと、こういうふうに考えるわけです。これ、余分なことかもしれないけれども、やはり今回をいい機会に、本当に国との関係も保ちながら、要するに町長と教育委員会と、やっぱり一緒になって陳情を重ねながら補助金を取っていく、取りに行くという施策はやっぱり頑張っていたきたいなというふうに思うわけでありすけれども。

まず1点は、先ほど申し上げた交付金の金額の件でありますけれども、それを一つ教えていただきたいというふうに思ってます。以上です。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） こちらの交付金の関係でございますが、2月のときに大体の金額を積算して、結果、3月3日の日に交付決定ということでいただいておりますけれども、当初考えておりました7,000万円を上限として、その半額3,500万円をいただけるものとして、6校、2億1,000万という、こういった金額ではなかったかと思っておりますけれども、実際その後申請をいたしまして、その金額というのがいわゆる上限といまして、最大の金額で2億1,000万ということでありました。

申請の中で、こちらのほうから申請の内容としましては、各小学校の体育館の面積に応じて、その金額を交付決定の金額に値するものだというので、各小学校体育館のいわゆるフロア面積というのが違いますので、その上限によってほぼほぼ最大級の金額がもらえたものもありますし、多少小さいフロアの体育館の面積もございますので、そこらにつきましては、いわゆるマックスの補助金がいただけなかったと、こういった形になりまして、全て合わせて1億7,000万というような、こういった数字になったというものでございます。

○議長（藤江 徹君） 13番、笹野議員。

○13番（笹野康男君） 分かりました。面積によって決まってくるよと、こういう話であります。

もう一点お聞きしたいのは、要するに今度の小学校の場合、中学校の場合と違って小

学校の場合は、教育関係、文科省の関係の補助金だと、こういうことの中で、耐熱工事も環境的なことでやってかないかとこういう話を聞いて、ここにも予算が9,600万上がっておるわけでありませう。

それともう一点は、附帯の工事の請負額が、6,000万が上がってますけれども、この内容的なことが分かれば教えていただきたいなとこういうふうに思います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） そうしましたら、この附帯の6,000万ということですがけれども、1,000万掛ける6校という意味でございますけれども、いわゆる体育館の屋根を塗装をして光を反射をさせて熱を籠もるのを避けるという、こういったものなんですけれども、このいわゆる補助をもらうためには、体育館のフロアの上の部分の屋根ということでもありますけれども、体育館、よく見てみますと、隣に会議室があったり児童クラブがあったり、いわゆる今回のこの補助の対象外の部分もございまして、例えば児童クラブの上の屋根をやらずにほかとくのかということではいけないものですから、その部分につきまして、それも一緒に塗装をしまして光の反射をということで、その部分がこの附帯工事に入ってくるということでございます。

○議長（藤江 徹君） 13番、笹野議員。

○13番（笹野康男君） よく分かりました。いろいろ工事やってく中で空調をつけることによってより効果のあるような形をつくっていききたい。それとほかにも児童クラブ等々使う場合でも一緒に快適に過ごせるような体制を取っていくと、こういうことでありますので、よろしく願いをしたいと思っております。

これとはちょっと違うかもしれませんが、小学校の、要するに体育館の断熱の関係は、これ9,600万かかっておるわけですね。中学校の3校には、このときは上がってなかったんですけども、中学校はこれはどういうふうにされていけるのか、これもついでに、分かる範囲で教えていただければありがたいなと、こういうふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 小学校の断熱とこのエアコンの空調の利き具合を見てどうかという検証するというものはございますけれども、その後に、中学校の断熱をするかというのも一つ課題としてはございます。ただ、いろいろな優先順位がございまして、例えば武道場をどうするかだとか、ちょっと違いますけれどもトイレ、洋式化をどうするかとかそういった問題もございまして、その課題を今後考えまして、空調の利き具合と優先すべき教育施設の内容を考慮しまして順次考えていきたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 13番、笹野議員の質疑は終わりました。

ほかにもございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） なしと認め、以上で第34号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、上程議案2件について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これから採決します。

採決の方法は、起立により行います。

まず第33号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤江 徹君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第33号議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、第34号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算(第8号)を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤江 徹君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第34号議案は、原案どおり可決することに決しました。



日程第5

○議長(藤江 徹君) 日程第5、閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査調査の件を議題といたします。

会議規則第73条及び第75条の規定により、お手元に配付のとおり、各委員長から所管する事項について閉会中も審査及び調査を終了するまで継続する、これを行いたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長申出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長申出のとおりとすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会の会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これで、令和7年第1回幸田町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時22分

○議長(藤江 徹君) 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 令和7年第1回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る2月28日から本日まで27日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始、御熱心に御審議いただき、本日提案をさせていただきました議案も含め、私どもが提案いたしました全議案とも議決を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受け止め、今後の町政の推進に生かしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、8名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どれも時宜を得た内容でございまして、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで御報告を6点申し上げます。

1点目は、人事異動についてでございます。今年度末に17名の職員が退職する予定でございまして、これまでそれぞれの立場で御尽力いただきましたことに改めて謝意を表したいと存じます。

退職者の内訳といたしましては、部長級が1名、部次長級が1名、主幹級が4名、課長補佐級が4名、そのほか主査1名、主事2名、保健師1名、保育士1名、そして調理員2名であります。

まずは、長きにわたり勤務いただきました総務部長の林保克君であります。幸田町行政の発展のために行政実務の要として力を発揮していただきました。

また、健康保健担当参事の金澤一徳君、議会事務局長の犬須賀龍二君におかれましても役職定年ということで、今年度末をもって管理職から退かれるということでもあります。

さて、去られる3名の部長のうち、まず林総務部長につきましては、昭和62年に本町の職員として採用され、38年の長きにわたり勤務をされました。平成27年には環境経済部環境課長、平成30年10月に総務部財政課長、そして令和2年には健康福祉部長となり、コロナ禍で初めての部長職への着任となりました。着任早々、未曾有の新型コロナウイルス感染症との闘いの中で、自身の体調管理はもとより、所属の職員の健康管理に配慮しながら自らの所管する政策事業の推進に尽力をされました。

また、金澤健康保健担当参事につきましては、昭和62年に本町の職員として採用され38年の長きにわたり勤務をされました。平成28年には監査委員事務局長、平成31年4月には健康福祉部健康課長、令和4年には感染症対策担当参事兼健康課長、令和4年10月からは感染症対策担当参事、そして令和5年には健康保健担当参事となり、町政各般において事業の推進に尽力をしてくださいました。特に健康課長在任期間中は、先ほどの林部長とともに、また感染症対策担当参事となって以降は、自らが主となり、先の読めない状況の中で相当の御苦勞があったかとは思いますが、本町のコロナ対策に尽力をしてくださいました。

また犬須賀議会事務局長につきましては、昭和63年に本町の職員として採用され、37年の長きにわたり勤務をされました。平成28年には総務部税務課長、平成30年10月には環境経済部環境課長、令和3年には環境経済部次長兼環境課長、そして令和4年は議会事務局長となり、町政各般において事業の推進に尽力をしてくださいました。議会事務局長在任期間中は、議員のなり手不足に対し精力的に取り組み、また最近ではタブレットの導入によりペーパーレスの足がかりをつくり、議会のDX推進に貢献をしていただきました。

惜別の念は残るわけではありますが、改めてこれまでの長きにわたる努力に謝意を表するとともに、健康に留意され、これからも後輩の職員に対する指導、助言を併せまして、引き続き町政を見守ってほしいと願っているところでございます。

次に、新年度令和7年4月1日付の人事異動でございます。

お手元には届いていると思いますが、今回の人事異動につきましては、部長級6名、部次長級6名、課長級8名の異動を行ったほか、先ほど申し上げましたとおり、退職者17名に対し、新規採用職員は22名とし、これによりまして再任用職員、任期付き職員及び県からの派遣職員を含む全職員の総数は402名となります。

令和7年度は第6次総合計画の計画期間が満了する年でもありまして、各種計画の最上位計画に位置付けられ、本町の概念理念計画となる新たな第7次総合計画の策定に向けての準備の1年となります。町税の収入は過去最高額を記録しながらも、ふるさと納税額の減少、扶助費等の社会保障費や人件費の増加、または建設物価、生活関連物価の高騰等により、本町の財政は今までにない厳しい状況に置かれていますが、選択と挑戦により、活力のある町の継続を目指し、幸田町における暮らしやすいまちづくりを引き続き進めるため、適材適所への人員配置をするとともに、年功序列にこだわらない若手登用を積極的に行いました。

さらに、幸田町の将来の発展を見据え、関係機関との連携を強化し、業務を円滑化するために、新たに愛知県建設局西三河建設事務所道路整備課、愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会、幸田土地改良区への派遣を行うとともに、引き続き内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局、内閣府地方分権改革推進室、愛知県総務局総務部法務文書課、愛知県農業水産局西三河農林水産事務所建設課、愛知県企業庁用地造成事務所工務課、愛知県後期高齢者医療広域連合、令和6年度能登半島地震の被災地支援として災害相互応援協定を締結しています石川県内灘町への中長期派遣、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所交通対策課、全国市町村国際文化研修所、全国道の駅連絡会への職員の派遣・出向・研修派遣を行うことにより、それぞれの機関との連携を強化し、業務を推進するとともに、職員の技術、技能及び知識の向上を図ってまいります。私を含め職員一人一人がこれまで以上に知恵と工夫を凝らし、常に住民目線の行政運営を心がけ、おもてなしの心をもって住民の皆様の信頼に込めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2点目は株式会社恵についてでございます。

幸田町民の利用に関する不正請求、架空請求に対しまして返還金を請求しておりましたが、3月10日付にて請求金額2,584万8,000円が納入されました。

また、県の指導によりまして実施しました恵自社による調査の中で、不当に要求していた金額も発覚し、さらに761万8,000円が3月31日までに納める旨の連絡がございました。

これによりまして、返還金の総額は3,346万6,000円が恵から返還されます。3,346万6,000円が恵から返還されます。

なお、この金額につきましては、給付費全体の金額であることから、このうちの2分の1を国へ、4分の1を県に返還する必要があり、残りの4分の1が最終的に町へ返還される額になりますことを御報告させていただきます。

3点目は、幸田町オールロケ地の作品についてでございます。

先にも紹介いたしましたが、3月23日日曜日の午後1時30分から東海テレビにて放送されました「最高のオバハン 中島ハルコスピンオフ～大谷家の大騒動 in 愛知・幸田町」の上映会を、3月29日土曜日の午後6時半から町民会館つばきホールにて開催します。

当日は、監督の進藤丈広さんをはじめ、出演者の合田雅史さん、雛形あきこさん、岩永ひひおさんの4名による舞台挨拶も開催されます。

また、商工会主体となって制作しました幸田町町村合併70周年記念映画「サイボーグ一心太助」が4月19日土曜日より、名古屋シネマスコアレにて公開されます。いずれも幸田町オールロケ地の作品となりますので、議員の皆様も是非、足を運んでいただくと幸いです。

4点目は、蒲郡市・幸田町映画制作プロジェクトの作品についてでございます。

本年度、幸田町は町村合併70周年、蒲郡市は市政70周年を記念して共同制作した短編映画の上映会が、3月29日土曜日の午前11時50分から蒲郡信用金庫本店のコミュニティホールにて開催されます。

この映画は、一般募集した38名から選ばれた17名が、昨年5月より脚本から撮影までを制作したものであります。この作品は2作品ございますが、このうちの1作品「『街』の記憶、僕の未来」タイトルであります。この監督は幸田町在住の幸田町民であります。出演者は竹中直人さん、高橋ひとみさんなど出演しております。

幸田町における上映会は、7年における7年度の産業まつりにおいて予定をしております。こちらの作品は、幸田町と蒲郡市のオールロケ地の作品となりますので、議員の皆さんも是非足を運んでいただくと幸いです。

5点目は、第25回しだれ桜まつりについてでございます。

第25回のしだれ桜まつりは幸田文化公園において開催されます。

開催期間でございますが、4月1日から15日までの15日間となっております。

現在の桜の開花状況につきましては、先週まで寒い日が続いていたことから、まだまだつぼみが固いといった状況であり、見頃としましては4月に入ってからと予想するところでございます。

なお、会場ではステージイベント、茶席、キッチンカーなど多数の催しが予定されておりまして、誰もが楽しめる催しとしていきたいと考えております。

町内外の多くの皆様とともに盛り上げていくため、議員の皆様も是非会場に足を運んでいただけますようお願いを申し上げます。

6点目でございます。

矢作川総合第二期農地防災事業所南部支所の開設についてでございます。

国営矢作川総合地区で造成した南部幹線水路において、平成25年以降では同施設で漏水事故が16件発生するなど老朽化が顕著であり、今年度に入り、立て続けに2件も発生したことから、国が事業主体となり、土地改良施設突発事故復旧事業により今後同様の漏水事故が発生する可能性が高い区間を対象とし、復旧工事を実施していくと伺っております。

この復旧事業を推進を図るため、来月4月には幸田町内において矢作川総合第二期農地防災事業所南部支所が開設される予定となっております。御承知おきください。

最後となりますが、くれぐれも健康に御留意をいただきまして、新年度をお迎えいただくとともに、さらに町政に対しましても変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、お礼の御挨拶とさせていただきます。長期間ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ここで、この3月末日に退職されます林総務部長、役職定年されます金澤健康保健担当参事及び大須賀議会事務局長、この3名の方から発言の申出がありましたので、発言を許します。

それでは初めに、林総務部長、お願いいたします。

〔総務部長 林 保克君 登壇〕

○総務部長（林 保克君） 議長のお許しをいただきました。

貴重なお時間をいただき、ひと言お礼の御挨拶をさせていただきます。

私は先ほど町長から御紹介いただきましたように、現在の役場庁舎ができてから2年目の昭和62年に入庁し、今まで38年間お世話になりました。

この間、派遣及び出向での7年間を含め、様々な部署を経験させていただきました。部長職となつてからの3年間は、健康福祉部長として新型コロナウイルス感染症対策に携わり、その業務を通じ、危機管理に関する教訓を得ることができました。

その後の2年間は、総務部長の職を拝命し、議会運営委員会を通じ議会運営、町政推進に関わらせていただいたことを誇りに思っております。

また、議場におきましては、議員の御質問に対する答弁を通じ、人として成長させていただけたと思っております。

4月からは文化振興協会でハピネス・ヒル・幸田の運営に携わらせていただくこととなりました。

長年にわたるお力添えに深く感謝申し上げますとともに、議員各位の御健勝を心よりお祈り申し上げます。本当にありがとうございました。

〔総務部長 林保克君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、金澤健康保健担当参事、お願いいたします。

〔健康保健担当参事 金澤一徳君 登壇〕

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 議長のお許しをいただきました。

また、貴重なお時間をいただき、ひと言御挨拶をさせていただきます。

まずは、退職ということではなく、役職定年の立場でありながら議場での挨拶の機会をいただき、また、先ほどは町長から過分なお言葉をいただき、心から感謝を申し上げます。

私は職員として残りますので、今後ともよろしくお願いいたします。

私の管理職としての経歴は、平成27年4月、東日本大震災復興支援先の宮城県南三陸町から戻り、こども課主幹着任が最初であります。

その後、監査委員事務局長3年を経て、平成31年4月に健康課長を拝命し、現在の健康保健担当参事に至るまで、健康づくり、子育て支援、予防接種等の事業に携わってまいりました。

この間の最大の出来事は、やはり新型コロナウイルス感染症の世界的大流行であり、未知のウイルスに対してどのように感染防止対策を取っていくのかが問われるものであります。

また、岡崎市医師会をはじめとする三師会や岡崎市、愛知県と協議調整を重ねながらワクチン接種体制を確保するのに相当な時間と費用を要し、職員には大きな負担がかかるような状態でありました。

現在では、この感染症も落ち着いた状況にあるわけではありますが、10年ごとに起こると言われていますパンデミックに、今後とも備える必要があると思います。

さて、議会では通告いただきました一般質問、議案質疑に対してうまく答弁できないことも多々ありましたが、何とかここまでやってこれたのは議員の皆様からの叱咤激励をいただきながら、諸先輩方、同僚や後輩、また職場に恵まれ、関係する全ての方々のおかげであり、感謝するものであります。

最後に、幸田町の発展と議員皆様のますますの御健勝、御多幸を祈念しまして、私の参事退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔健康保健担当参事 金澤一徳君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 最後に、大須賀議会事務局長、お願いいたします。

〔議会事務局長 大須賀龍二君 登壇〕

○議会事務局長（大須賀龍二君） 皆さん、今まで大変お世話になりました。本当にありがとうございました。

役場に入って37年、あっという間のようで長いような37年でした。

その37年間で今でも鮮明に覚えていることがあります。それは、初めてこの役場で務めることになった税務課での出来事です。敬称略でいきますが、役場の上司には今は副議長でもあるひーちゃん、たーちゃん、くろちゃん、しがしょうじさんなど個性あふれる人たちにいろいろな喫茶店に連れていってもらいました。

仕事帰りには、毎日のように錦田ガードにあるお店で人生について語り合い、飲んで歌って踊りました。

そんな中でも一番の思い出は、ある日役場に出勤すると、突然課長の髪の毛が異常に増えているではありませんか。明らかに不自然に載っています。仕事中はみんな視線を向けないように気を遣っていましたが、仕事が終わりいつものように錦田ガードのお店にみんなで行きました。飲みが進んでいくと、課長の頭に載っているものをわしづかみにして取ってしまった人がいました。それがひーちゃんでした。ひーちゃんは課長に向かって、こんなもんかぶるな。誰も課長の髪の毛なんか気にしないわ。ありのままです上等だと言って、そのかぶり物を床にたたきつけたことを今でも鮮明に覚えています。次の日から課長はかぶってきませんでした。人生ありのままにいいということを選び、何とかこれまで務めることができました。

これからは、小学校での絵本の読み聞かせボランティアの継続、週に3回の小学生へのバスケットボール教室の指導、フルマラソン大会への出場、今は亡き父親の趣味であった鮎の友釣りを極めること、それらをしながら、リフレッシュしながら、あと2年間は一職員としてまたお世話になります。もしかしたら、またどこかでお世話になるかもしれません。そのときはどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

〔議会事務局長 大須賀龍二君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） お三方には長年にわたり町行政に御尽力をいただき、誠にありがとうございました。

そして大変お疲れさまでした。

4月からは新しいステージの御活躍を期待しております。

席にお戻りください。

議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますよう、お願いいたします。

ここで2点、御連絡を申し上げます。

まず1点目、この後、11時55分に消防団車両のお披露目を行いますので、役場庁

舎西口にお集まりください。11時55分です。

次に2点目、本日午後3時から蒲郡市幸田町衛生組合議会が蒲郡市役所で開催されますので、組合議員は役場玄関前に2時半までにお集まりください。

連絡事項は以上であります。

大変御苦労さまでした。

これで、散会します。

散会 午前11時47分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和7年3月26日

議 長

議 員

議 員